

1 審査会の結論

東員町議会議長（以下「実施機関」という。）が行った「議員に対する抗議文」（以下「本件対象公文書」という。）について、その全部を非公開とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求人が東員町情報公開条例（平成28年条例第14号。以下「条例」という。）に基づき令和4年6月13日付けで行った本件対象公文書の公開請求に対し、実施機関が令和4年7月12日付け東員議第60号で行った非公開決定（以下「本決定」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の理由説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

条例第8条第2号（個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る）に該当

本件対象公文書は、個人識別情報と残る部分を容易に区分することが非常に困難な文書で、残る部分を公開したとしても宛先や日付のみの公開となるため、条例第9条（部分公開）の公文書の公開の請求の趣旨を損なうことになり、全部非公開とすることが妥当である。

4 審査請求の理由

条例第8条第2号に該当との理由での非公開決定を取り消すべきである。

自筆であったとしても、当該文書から特定の個人が識別され、又は識別され得るとは直ちに認めがたく、当該文書中、個人に関する情報が記載されている部分があるとするれば、その部分をマスキング処理するなどして部分公開をする義務が実施機関にあるため、条例第8条第2号に該当との理由での非公開決定を取り消すべきである。

5 審査会の判断

当審査会は、本件審査請求の対象となった本決定に関して、情報公開の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(1) 本件対象公文書を全部非公開とすることの妥当性について

本件対象公文書については直筆であること、また、個人識別情報を区分して、残る部分を公開することについては、特定の個人を識別し得る情報がほぼ全文にわたると解されることから、これらの部分を容易に、かつ、公文書の公開の請求の趣旨を損なわない程度にこれを分離することが非常に困難であると判断する。

また、条例第9条の部分公開では、公開できるのは宛名や日付のみであるため、公文書の公開の請求の趣旨を損なう形での公開になる。

よって条例第8条第2号に規定する個人に関する情報に該当し全部を非公開とした実施機関の決定は妥当と認められる。

(2) 結論

以上のことから、本審査会の判断のとおり決定する。